

第2回秦荘町・愛知川町合併研究会会議録

日 時：平成15年2月10日（月）午後2時

場 所：秦荘町役場2階第1会議室

出席者

委員

秦荘町：北川眞道副会長、上田太治副会長、上林貞委員、林正司委員、中村忠夫委員、水野清文委員、宇野昌弘委員、廣田進委員、小泉勇一委員、高橋正夫委員、村西作雄委員、西川博司委員

愛知川町：平元真会長、森隆一副会長、久保田九右衛門委員、西川昌夫委員、辻野彰男委員、竹中秀夫委員、石部稔英委員、青木信吉委員、姓農明彦委員、福田俊男委員、細江新市委員

事務局： 秦荘町 西川博司総務課長（委員重複） 北川孝司総務課長補佐
愛知川町 細江新市総務課長（委員重複） 中村治史総務課行政係長

欠席者：愛知川町藤田進委員

1. 開会あいさつ

西川課長 みなさんこんにちは大変お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。ただいまから、第2回秦荘町・愛知川町合併研究会を始めさせていただきます。平元会長からご挨拶いただきます。

平元会長 みなさんこんにちは。先ほど事務局の方からご案内申し上げておりますが、本日第2回の秦荘町・愛知川町合併研究会のご案内を申しあげましたところ、各委員の皆さま方には大変ご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。先般の1月29日でございますが、準備会と第1回研究会を開催させていただきました。規約等につきましてご提案をいただいたところでございます。また、後段皆さまよりご提案いただきおりました湖東町さんと愛東町さんに対しまして、研究会の参加要請を出すべきではないか。こういったご決定をいただきまして、のちほど事務局からご報告ご説明があらうかと思いますが、2月3日の日でございますが、両町の町長と議長様宛てに対しまして参加要請をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても2町の住民の皆さまにはやはり愛知郡4町の合併といった熱い思いもあるようでございますが、その辺の門戸も広げながら、これから2町で合併研究会ということで、いろいろご協議をしていただきたいこのように思っておるわけでございます。どうかよろしくお願い申しあげましてご挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川課長 ありがとうございます。続きまして本日の欠席の委員ですが、愛知川町の藤田委員さん欠席ということを受けております。研究会の規約の第6条によりまして会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないということで、半数以上になっておりますのでこの会議が成立となりますことを申し添えておきます。

次に規約第6条第3項によりまして会長が会議の議長になるということとなっておりますので進行の方をよろしくお願いします。

平元議長 それでは規約に基づきまして始めさせていただきたいと思います。始めさせていただく前によく暖房がきいておりますので、もしよろしければ上着等々を脱いでいただいてもけっこうでございます。それでは早速でございますが2番目の報告事項につきまして事務局よりお願いいたします。

2．報告事項

西川課長 それでは1ページをご覧くださいと思います。1ページに愛知郡4町の研究会参加要請をしていただきました原本の写しでございます。内容の説明は省略させていただきますのでご覧くださいと思います。先ほど来も会長の方からお話がありましたように、去る2月3日月曜日午後4時くらいから会長、副会長、両議長さんに参加要請行動をお願いいたしました。愛東町、湖東町の町長さんに直接渡していただいた結果、両町長とも東近江東部地域合併協議会の加入について議会の議決を得て合併協議会を進めていくことなど、今後議会とも相談して2月末までに返答したいと答えていただきました。また、愛東町の議長は不在のために議会事務局長にお渡しいただき、湖東町の議会につきましては議長さん事務局長さん不在でありましたので議長宅に電話をいれていただきまして参加要請をしていただいたところでございます。次の2ページ、3ページにつきましては去る1月29日の合併研究会発足の記事が各社掲載をいただいたものでございます。次の4ページ、5ページにつきましては、大きくは八日市市議会の合併特別委員会の議決案を13日に開催される臨時議会に提出されるということでその記事と愛東町、湖東町に参加を文書で要請されたという記事を掲載いただいております。2市5町の法定協議会は破綻になることがほぼ確実になりまして、今回要請書を出した時期といたしましては大変よかったのかなと考えていることです。よろしくお願いいたします。その後6ページにつきましては滋賀報知さんが研究会を発足したという記事、7ページにつきましては滋賀報知さんが愛知郡4町に研究会の参加要請をしたという記事を掲載いただきました。以上でございます。

平元議長 ありがとうございます。ただいまご報告申し上げました通り報告にさせていただきます。続きまして研究会の会議運営申し合わせ事項(案)について事務局の説明をお

願います。

3．研究会会議運営申し合わせ事項（案）について

西川課長 8 ページの方をご覧いただきたいと思います。秦荘町・愛知川町合併研究会会議運営申し合わせ事項（案）を説明させていただきます。読ませていただきまして説明に代えたいと思います。まず 1 つ目ですが本研究会は法定の合併協議会の事前準備として設立するものであり、会議は両町の合併を円滑に推進する目的で運営することを基本原則とする。2 会議は原則公開とする。ただし委員の過半数の同意があった時は非公開とする。3 会長は会議の概要出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を事務局に調製させるものとする。なお、議事録署名 2 名を議長が指名するものとする。4 会議中の発言は会議録の作成上、挙手のうえ議長の許可を得て名前を告げた後発言するものとする。名前を告げた後は第 1 回目の後愛知川町さんの方でテープ起こしをお願いしているところですが、話が弾んで参りますとどなたが話しをしておられるのかわからないということで会議録の作成上、ご協力をお願いしたいということで事務局の方からのお願い事項でございます。5 委員は会議の目的を踏まえ効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならない。6 会議公開の際の傍聴に関し必要な事項は別に定める。なお、会議に提出する資料は配布するものとする。7 両町の議会事務局長を事務局のオブザーバーとしておく。8 この申し合わせ事項以外に必要な事項が生じた場合は会長が会議に図ってこれを定める。この 8 つの申し合わせ事項をお願いしたいと思います。

平元議長 ありがとうございます。ただいま申し合わせ事項の案の提案を申し上げました。何かご質問ございませんか。よろしゅうございますか。それではただいま申し合わせ事項につきましてご質問等ございませんのでこの申し合わせ事項で決定をさせていただきます。案をお消しいただきたいと思います。

4．会議録署名委員の指名

平元議長 それでは、4 番目の会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員さんには、秦荘町議会の上林貞様、愛知川町議会の久保田九右衛門様よろしく願いいいたします。それではこれより議事に入ります。第 5 号議案秦荘町・愛知川町合併研究会規約の一部を改正する規約について事務局の説明をお願いします。

5．議事 第 5 号議案 秦荘町・愛知川町合併研究会規約の一部を改正する規約について

西川課長 秦荘町・愛知川町合併研究会の一部を改正する規約を説明させていただきます。第4条第2項を次のように改めるものでございます。第2項としまして会長および副会長1名は2町の長が協議して定めたものをもって充て、ここまでは同じでございます。ここから改正となり副会長2名は前条第2項第2号で両町議会議員の互選によって2町から各1名を選出するものでございます。付則としましてこの規約は平成15年2月10日、本日から施行するものでございます。

平元議長 ありがとうございます。それではただいまご説明申し上げました議案第5号につきましてご質疑ございませんか。

一同 異義なし。

平元議長 質疑ないようでございますので議案第5号秦荘町・愛知川町合併研究会一部の規約を改正する規約について原案通り決定することにご異義ございませんか。

一同 異義なし。

平元議長 ありがとうございます。原案通り決定いたします。それでは、次に第6号議案秦荘町・愛知川町合併研究会役員（副会長）の選出について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

第6号議案 秦荘町・愛知川町合併研究会役員（副会長）の選出について

西川課長 両町の委員さんにそれぞれ別室で別れていただきまして協議の方をお願いしたいと思います。愛知川町の委員さんにおきましては応接室で、秦荘町の委員さんについては、3階の応接室で協議の方をお願いしたいと思います。

平元議長 それではここで暫時休憩をいたします。協議の方よろしくをお願いします。

平元議長 再開させていただく前に申し遅れましたので1つ申し上げたいと思います。先ほど会議録署名人さんの指名をさせていただきましたが会議録署名人さんには先般の第1回目の会議とそして本日の署名人さんをお願いしたいということでございますのでどうぞよろしくお願いします。

平元議長 それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。ただいま選考していただきました秦荘町議会より副会長様の発表をしていただきたいと思います。

林委員 秦荘の方は上田太治君を副会長に推薦いたします。

平元議長 それでは愛知川町議会の方から報告をお願いします。

久保田委員 愛知川町議長の森隆一君を推薦することにいたしました。

平元議長 ありがとうございます。それでは、秦荘町・愛知川町合併研究会委員副会長を秦第2回研究会会議録.doc

荘町・愛知川町合併研究会規約第4条第2項の規定により、副会長に、上田太治様、森隆一様よろしく申し上げます。暫時休憩いたします。副会長様お席の移動をお願いします。

平元議長 それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。第7号議案秦荘町・愛知川町合併研究会事業計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

第7号議案 平成14年度秦荘町・愛知川町合併研究会事業計画（案）の選出について

西川課長 平成14年度秦荘町・愛知川町合併研究会事業計画(案)について説明いたします。まず大きく項目を2つ設けまして、まず研究会の開催ですが1回目が去る1月29日、2回目が本日2月10日、今年度も残り少なくなってきました事業も限られて参りますがあと2回程度の研究会の開催を予定しているところでございます。2番目に広報紙の発行ということで1回だけになりますが広報紙の発行をやっていきたいと考えています。両町とも町の広報紙には掲載せずに研究会でこういった広報紙を発行しようということで進めさせていただいております。まず内容といたしまして研究会の設立の経緯、あるいは組織の体制、愛知郡4町への参加要請の件、そして今後の計画等も掲載をしたらどうかということで、秦荘町が2200部、愛知川町が3850部、合計6050部を予定しているところです。よろしく申し上げます。

平元議長 ありがとうございました。ただいま、議案第7号について事務局より説明申しあげました。これにつきまして、ご質疑ございませんか。ございませんか。

一同 異義なし。

平元議長 それでは、議案第7号につきましては、原案通り決定いたしました。続きまして、第8号議案、平成14年度秦荘町・愛知川町合併研究会予算（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

第8号議案 平成14年度秦荘町・愛知川町合併研究会予算（案）について

西川課長 平成14年度秦荘町・愛知川町合併研究会予算（案）について説明させていただきます。歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ41万5千円と定めさせていただきます。第2条で歳出予算の款相互の金額は必要に応じて流用することができる、ということをお願いしたいと思います。まず、第1表で歳入ですが1 負担金で26万円、2 補助金で15万5千円、歳入合計41万5千円。歳出の方ですが1 運営費6万

円、2 事業費・事業推進費で35万円、3 予備費で5千円 計41万5千円でございます。歳出ですが運営費の事務費で6万円 これは消耗品の需用費を予定しています。次に事業費の事業推進費で印刷製本費35万円ですが、先ほど広報紙発行でA4サイズでカラー写真を10枚程度で6050部。これに企画レイアウトも含めて業者に発注していきたいと考えておりますのと各自治会に仕分けをお願いするということで35万円計上させていただきました。予備費の5千円でございます。本来、県補助金ですが印刷製本費の35万円と消耗品費6万円を合わせた41万円の2分の1が補助金になり20万5千円が補助金になるのですが、実質ここにあげさせていただいているのが15万5千円と若干5万円不足しています。県の振興局の方でこの協議会が発足するまでに問い合わせがありまして概算の概算を申し出ておきました時にだいたい31万円くらいかなということで申し出をしておきました。ところが実際、日も少なくなって来ましたのでレイアウトから業者にお願いしてはどうかということで若干印刷製本費が当初思っていたより増えましたが、県の方の予算措置が15万5千円しか無理ということでこのような予算を組ませていただきました。新年度につきましては、2分の1の補助は確約していただけますが、今年度については15万5千円をお願いしたいということです。よろしくお願いします。

平元議長 ありがとうございます。ただいま議案第8号を説明申し上げました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。それでは、議案第8号につきまして原案通り決定することにご異義ございませんか。

一同 異義なし。

平元議長 ありがとうございます。それでは、議案第8号は原案通り決定いたします。続きまして第9号議案秦荘町・愛知川町合併研究会幹事会規程（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

第9号議案 秦荘町・愛知川町合併研究会幹事会規程（案）について

西川課長 秦荘町・愛知川町合併研究会規約第8条第3項に幹事会および専門部会の組織・運営に関し必要な事項は会長が別に定めるということを謳っておりますのでその幹事会について必要なものを定めるものでございます。第2条に所掌事項がありますが会長の指示を受け次に掲げる事項を所掌するということで、1つ目に両町の合併研究会への提案事項に関すること。2番目に研究会専門部会の活動の進行管理等に関すること。3番目にその他研究会の運営全般に関し必要な事項でございます。幹事としまして、第3条ですが、幹事会は幹事10名をもって組織する。第2項で幹事は秦荘町総務課長および愛知川町総務課長ならびに秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会規程第4条第2項の規定により定める。研究会の部会長および副部会長で充てる。また、あとの

専門部会で出てきますが部会長と副部会長が2名になります。それが4部会ありますので8名と両町の総務課長の10名をもって幹事会を組織するということでございます。組織として幹事会に第4条幹事長および副幹事長をおくということで幹事長は秦荘町総務課長をもって充てる。副幹事長は愛知川町総務課長をもって充てる。第5条ですが、幹事会は幹事長が必要に応じて招集する。会議の運営ですが第6条で幹事長は会議を主催し会議の議長となる。関係職員等の出席で第7条ですが必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。報告として第8条ですが、幹事長は幹事会の協議経過および結果について会長に報告するものとする。庶務としまして幹事会の庶務は幹事会の事務局において処理するということでございます。付則につきましては承認をいただければ本日から施行をするものでございます。お願いいたします。

平元議長 ありがとうございます。それでは、ただいま議案第9号について事務局よりご説明いたしました。これより質疑に入りたいと思います。ご質疑ございませんか。ございませんか。質疑ないようでございますので、議案第9号について原案とおり決定をいたしました。付則の施行日でございますが本日2月10日から施行いたします。よろしくお願いいたします。それでは続きまして議案第10号秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会規程（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

議案第10号 秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会規程（案）について

西川課長 秦荘町・愛知川町合併研究会専門部会規程（案）です。説明させていただきます。この規程は秦荘町・愛知川町合併研究会規約第8条第3項で先ほど同じように幹事会および専門部会の運営組織について必要事項は会長が別に定めるということでこの専門部会について必要な事項を定めるものでございます。所掌事項として第2条ですが、幹事長の依頼を受けまして規約第2条各号に掲げる事項について部門的に協議または調整するものとする。次に組織としまして第3条専門部会は別表に掲げる委員をもって組織するというので別表に示させていただきました。20ページをご覧ください。ここで、部会を4つに分けさせていただきました。企画・総務、住民福祉、産業建設、教育部会です。愛知郡合併等研究会と部会の構成は同じにしております。まず企画・総務部会で両町で対応の違う課がありますが、まず企画・総務部会では秦荘町が議会事務局長、総務課長、地域振興課長、税務課長でございます。愛知川町が議会事務局長、政策調整課長、総務課長、税務課長でございます。住民福祉部会の方が秦荘町は住民課長、住民課長補佐（福祉担当）、本町の場合住民課で住民係、衛生係、福祉係を行っている関係で住民課を分けさせていただきましたして住民課長と福祉担当の補佐をお願いしたいと思います。同和対策課長、総合センター所長です。愛知川町さんは住民

課長、保健福祉課長、同和対策課長、川久保保愛館長、山川原会館長でございます。産業建設部会については秦荘町が産業耕地課長、建設課兼下水道課長です。愛知川町については産業振興課長、環境整備課長でございます。教育部会については秦荘町が教育次長、学校教育課長、社会教育課長、図書館長、スポーツセンター所長、歴史文化資料館長でございます。愛知川町については教育次長、学校教育課長、生涯学習課長兼中央公民館長、図書館長兼町史編さん室長をお願いしたいと思います。元に戻りまして役員として第4条ですが専門部会に次の役員を置くということで部会長1名副部会長1名ということです。役員は秦荘町・愛知川町合併研究会会長、副会長が協議して定めるということになります。役員の職務として第5条ですが部会長は専門部会を代表し会を総理する。副部会長は部会長を補佐し部会長に事項がある時はその職務を代理する。第6条の会議ですが会議は部会長が招集するものとする。部会長が会議の議長となる。部会長は必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。4つ目に専門部会は必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。分科会で第7条ですが専門部会に必要に応じ分科会を設置することができる。報告につきましては第8条専門部会の協議結果について随時幹事長に報告する。庶務につきましては秦荘町・愛知川町合併研究会事務局が行う。付則につきましてもご承認いただけましたら本日から施行するものでございます。よろしくお願いします。

平元議長 ありがとうございます。それでは議案第10号をただいまご説明いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

一同 異義なし。

平元議長 それでは、議案第10号について原案通り決定することにご異義ございませんか。

一同 異義なし。

平元議長 ありがとうございます。議案第10号について原案通り決定いたします。

施行日につきましては、本日2月10日から施行することといたします。

暫時休憩いたします。

平元議長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

西川課長 21ページをご覧ください。企画・総務部会が8名、住民福祉部会が9名、産業建設部会が4名、教育部会が10名合計31名の部員になっております。事務局については幹事会、専門部会等会議にかかる一般事務全てを行うものでございます。

平元議長 ありがとうございます。ただいま、組織体系図についてご説明申し上げました。何かご質問ございませんか。ないようでございますのでよろしくお願いします。10分間の休憩をいたします。

平元議長 休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思います。それでは次の６番目ですが、合併重点支援地域の指定について事務局から説明をお願いします。

６．合併重点支援地域の指定について

細江課長 合併重点支援地域の指定について、指定を受けさせていただこうと考えておりますが、指定を受けることにつきまして委員各位のご審議をいただきたいと考えております。資料につきましては、２２、２３、２４、２５ページでございます。まず２２ページからでございますけれども、この市町村合併重点支援地域の指定について基本的な考え方で滋賀県の市町村合併推進支援本部の方から平成１３年６月５日に文書が参ってきております。読みながら説明させていただきます。重点支援地域の指定については市町村の合併推進についての要綱を踏まえた今後の取り組み（平成１３年６月１９日）総務事務次官通知が出ております。２３ページにあがっております。抜粋したものでございます。合併重点支援地域の指定を受ける、この２３ページにあがっておりますように、ア、イ、ウ、エのそれぞれの地域指定要件がございます。２２ページに戻っていただきましてこの指針に示された地域を対象として地域指定することにより住民の具体的な議論の高まり協議会等による効果的な取り組みに資するとともに更には、広域的な自治体の県の役割を得ることを見込まれる地域に対し市町村関係者等の意向を踏まえた上で検討するものとする。具体的な指定については関係市町村の意向と各地域の実情を踏まえた取り組みを支援する観点から、市町村合併推進地方本部（湖東地域振興局）を基本に滋賀県市町村合併推進本部（県庁）県の部長級で構成されている支援本部が設定されています。そこが決定することとされております。また、重点支援地域指定後の支援対策については滋賀県市町村合併推進要綱（平成１２年１２月１５日発行）合併のシミュレーションが書かれたものでございます。この要綱の第４に掲げる県の支援対策のほか啓発事業の重点実施、県の支援策のほか啓発事業の重点実施関係市町村からの要請に基づく任意合併協議会等に対する人的支援、調査研究等、地域の進捗状況に応じた一層の支援策を検討するものとする。という風に支援本部の方から基本的な考え方が打ち出されております。滋賀県市町村合併推進要綱２５ページですが、ここに県の支援策、要綱第４の２に合併の検討を支えるための施策ということで２つあがっております。１つは市町村合併検討費補助金ということで先ほど予算の方で決定をいただきました。広報紙の発行に対する補助金のことでございます。もう１つが市町村等への人的支援というのがありまして、合併準備のスタッフとして

県職員の派遣等の措置を講じ合併の検討を支援するという風に謳われたおりましたこの当研究会におきまして県職員の派遣を願おうということで考えさせていただいております。指定を受けるために県の方へ申請させていただいて、県の方の合併支援推進本部で検討され２３ページのア、イ、ウ、エのそれぞれの地域条件が重なりましたら指定が受けられているということになっています。特に、２３ページアですが地域住民の合併が盛り上がっている地域は住民対話集会が出来ているかどうか。イは任意の合併協議会が設立されています。これらの条件に対して合致していけるであろうと思っており、このような申請を上げていきたいと思っています。皆さま方のご審議をいただきたいと思います。２４ページについては、滋賀プラスワン２月１日号に市町村合併の最新が掲載されたものでございます。彦根・豊郷・甲良・多賀、野洲・中主、石部・甲西、高島地域、湖北地域も合併重点支援地域の指定を受けられています。現在県内６つでございます。県知事宛てに地方本部（湖東地域振興局）に申請して地方本部の意見を添えて知事にあげられるということでございます。指定を受ける文書の案として２５ページにあげさせていただいております。合併問題については平成１３年１月に愛知郡合併等研究会を設立し１３年１月に愛知郡合併等研究会を設立し１３年１０月には郡内住民の意識調査を行ったところです。しかし、平成１４年２月に東近江地域合併研究会に湖東町・愛東町が参画を申し入れられ、休止状態になったところでございます。秦荘町、愛知川町については平成１４年４月より個々に市町村合併のあり方について研究を続け、秦荘町においては１４年４月、１２月に愛知川町においては１４年５月１２月に住民対話集会を行い、その結果を踏まえ平成１５年１月２９日に秦荘町・愛知川町合併研究会を設置したところであります。今後は地域住民相互の具体的な合併論議を高めるとともに、市町村合併の特例に関する法律第３条の合併協議会を早急に設置し合併に向けた着実な推進を図って参りたいと考えておりますのでよろしくお願いします。市町村合併を踏まえた要綱については先ほどの２２、２３ページのことでございます。および市町村合併重点支援地域の格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。案として資料を提出させていただきました。県の合併推進支援本部（県庁）は月に１回程度開催されています。こちらの方としては、新年度の４月から県職員の派遣をしていただきたいと考えておりまして愛知川町で事務局を設定させていただきまして、愛知川町から２名、秦荘町から２名を派遣していただき、この申請を踏まえまして県職員１名を派遣していただきたいと考えております。費用関係は県職員派遣の１名はだいたい県庁の副主幹クラスで給料は手当等を含め、約１千万円ということでございます。まだ決まっていませんので確定は出来ませんがたとえば人件費が１千万円としますと。これを愛知川町の一般会計で１千万円計上させていただきます。それから県の財政支援というのがございますので、この人件費に対します二分の一が県の方から補助金として入ってくるということになります。残り

の500万円の二分の一ずつが両町負担ということになって来ます。そういうことで考えさせていただいておりますが委員の皆さん方の格別のご審議をいただきたいと思います。

平元議長 ありがとうございます。ただいま合併重点支援地域についてご説明申しあげました。何かご質問ご質疑ございませんでしょうか。

中村委員 人件費1千万円ということですが、県職員は県の給料をとりながら合併に携われればよいのではないかと。

細江課長 人件費は県の方からは出ません。秦荘町・愛知川町のどちらかでこの人件費を計上させていただいて、それから県の方から500万円の補助金の裏打ちで残りの2分の1を両町が負担するというものでございます。よろしくお願いします。

中村委員 合併研究会に来た場合は県の方からは一銭も貰わないということですか。

細江課長 そうです。先ほど4月1日から派遣と申し上げましたが県の方も人事の関係もあるわけですがけれども冒頭でも申し上げました愛東町・湖東町への要請の回答期日が2月末日となっています。このような状況を見ながら出させていただこうと思っていますのでよろしくお願いします。

平元議長 他にございませんか。

辻野委員 合併重点支援地域の指定は8月まで続いたとしても受けられますか。

細江課長 受けられます。

竹中委員 辻野委員と重複することがあるかと思いますが人事の関係もあるかと思いますが仮にこの研究会が半年1年延びても差し支えないということですね。

細江課長 はいそうです。

竹中委員 そういうことであれば十分に両町とも住民に周知徹底を、開かれた理解を求めるためにも十分に討議を重ねた方がいいのではないかと私は思っています。そして、昨日（2月9日）の新聞にですが、皆さんも報道と新聞が好きな方ばかりですので私は何げなしに見ていました。中日新聞の一面に合併決定なら優遇措置と大々的に記事が出ておりました。片山総務大臣が、期限内（2005年）に合併の意志決定がなされ手続きだけが残っているところは優遇措置の対象としたいと述べ、特例法を改正し期限内の合併が間に合わない市町村への経過措置を講じる考えを示した。昨日の講演で述べられニュースでも大々的に放送されておりました。そういう中から私がここで言わせていただくのは、住民に周知徹底、理解を求める時間が必要だと考えていますのでその点を皆さん方十分に議論していただきたいと思います。

平元議長 他にございませんか。暫時休憩いたします。

平元議長 引き続き会議を開きます。ただいま竹中委員の方から、ご提案がございましたが、これにつきまして何かございませんか。

中村委員 今、竹中委員が言われたことは何か逆戻りするような気がしますがこれは秦荘と愛知川では多少の差がでると思いますが、秦荘は住民対話をする中で反対する人はいない。ただ4町での合併に期待する声はある。4町待っているということに異義はないが、もう1回住民の意志を作り出すことはない。やはりそこに両町の差が出てきたのか。今の意見は後戻りする意見に私はとらえたが。

竹中委員 私の言わんとするところは双方がここまで歩みよって来たのだからその中身をもっと真剣に話をしながら別に4月にこだわることはないのではないか。4月に入るといやがうえでも一般会計からこのお金が出ていくので2回ほどしか会議をしていない。他の市町村を見ても重点支援地域に指定されているところは空中分解している。それだけみんなに周知・徹底が出来ていないのに走りすぎるのでそうなるのではないか。そこらの秦荘側の理解はある。愛知川ももちろんある。ここの大事な所をもっと議論して住民さんにも理解を図ろう。秦荘と愛知川でよかったといえるように。皆さんの肩にかかっているのですよ。そういう意見を言ったのです。

平元会長 他にございませんか。

中村委員 いろんな意見が出ていないうちに進んでいったので、空中分解するようなことに至ったといえるけれども、秦荘・愛知川町とも住民対話集会をしてきたので置くよりも進んでいった方がいいのかと思いますが。

水野委員 県には予算的なものがある。県職員が派遣されるということはいろんなアドバイスが得られるのではないかと。指定地区については当然やるべきだと思う。時期はあるが任意の協議会の中であらゆるものを見つめて十分学ばなければならないが重点支援地域に指定をいただいた方が良くと思う。法定協議会は今後も良いが。

竹中委員 私が言うのは秦荘と愛知川が話し合いをする機会が何回もありました。もっと重点支援地域の申請を出す前にもっといろんな話し合いが必要ではないか。良いことは先延ばしにしても良いので慌ててこわれないようにしなければならない。

水野委員 こわれないためにも任意の協議会を重ねているのである。

竹中委員 十分に理解はしているが、もっとつめていかなければならない。秦荘も愛知川も3月に入ると各自治会で総会が開かれる。こういう話し合いが何回も必要であり区長さん等に何回も話し合いを重ねて来た結果こうだと言えるようにしなければならない。作って作り上げていくのが本当ではないかと私は思います。

水野委員 その話は前回の全協で十分議論した。住民対話を主にしてやっていただきたいということは私も対話集会の中で言って来ました。時期的に今かと言われたら今までののは何だったのかと言われるのは心外でありあらゆる会合の中で各町の中で2町との合併ということでこの間話をさせていただいた。

林委員 今ほどの竹中委員の発言も大切。レジメの第7に今後のスケジュールがありますが、今後のスケジュールにこれを織り込みながら回を重ねて皆さんで協議し検討していくのがいいのではないか。

平元議長 ただいま竹中委員、中村委員、水野委員から賛否両論の議論がございました。また林委員よりは次の7番目の今後のスケジュール等々の中で合併重点支援地域の指定についても論議をしてはどうか、こういったご提案ですがいかがでございますか。それではただいまの合併支援重点地域指定について今後のスケジュールについて合わせて協議をするということをお願いをいたしたいと思います。それでは7番目のスケジュールについて事務局の説明をお願いします。

7．今後のスケジュールについて

西川課長 今後のスケジュールについてですが資料の方はつけていませんが事務局としては委員のみなさんからいろんなご意見ご希望をお聞かせいただきまして主に15年度の研究会事業計画、予算を作成していきますのでいろんな方面からの意見をお聞かせいただきたいというのが事務局からのお願いでございます。ご意見をお伺いしたいと思います。

林委員 事務局の方で素案というか、そういうものがあれば、それをお示しいただきながら、ご説明いただくのがよいかと思います。

西川課長 林委員さんの方から事務局でということですが、事務局の思うままにあげさせていただきますのでこの研究会でいろいろ勉強するもの、法定協議会になればそちらの方に委ねる事務もありますが、とりあえずあげさせていただきます、いろんなご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
(資料配布)

平元議長 ただいま事務局より今後のスケジュール案について配布をさせていただきました。事務局より説明をお願いします。

西川課長 今、申し上げました様に思いつくまま項目をあげさせていただきました。よその協議会の中も見させてもらって、これはいいなと思うものをあげさせていただきましたので決してこれだけはしないと、駄目というわけではありませんので、その点ご理解をいただきたいと思います。まず2項目あって上の方が研究会事務局の設置。これは先ほど説明がありましたので省略させていただきます。事業ですが、まず研究会の開催は当然だと思います。次に3つありますが今後合併を進めるにつきまして議会議員さんの研修会、研究会委員さんの研修会、町職員の研修会が必要ではないかと上げさせていただきました。そして次の3つですが幹事会の開催、専門部会の開催、分科会の開催これは随時やっていかないと駄目だと思っています。その次、広報紙の発行。

住民の皆さんにお知らせする方法として一番必要不可欠な事業ではないかと思っています。次のホームページの開設ですが、これも会議の公開の上で必要ではないかと思っています。次の先進地視察研修の実施ですが、秦荘と愛知川のように小さな町の合併が進んでいる地域もあると聞いていますので視察の研修も必要ではないかと思っています。それとあと3つシンポジウム、講演会、住民説明会の開催ですがこれは住民さんを対象にしましていろんな意見を聞く場として必要ではないかと思います。その後、アンケートの調査、事務事業実態調査、一番最後のこれが一番の課題となりますが、新町のまちづくり構想検討と上げさせていただきました。みなさんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

平元議長 ただいま、事務局よりスケジュール案について説明がございましたが、これにつきまして委員のみなさんからご意見を拝聴したいと思います。

中村委員 今、出していただいたスケジュール案ですがこれはその通りだと、協議会を立ち上げるのと並行している内容なのでこれでいいと思います。

宇野委員 事業内容を見せていただいたところ十分な話し合いをしていく上で全部必要であると思います。どうですかと言われましても全部必要なのでやっていったらいいと思う。

平元議長 他にございませんか。

辻野委員 示された案を見た限り、竹中さんのおっしゃった意味が、我々は研究会をしながら、住民との最終合意をつけて合併に向けて進めたい。これを見る限りでは事業の開催ばかりで住民との本当の真剣な議論をする場がないじゃないかと思うのですが。私の考え違いかもしれませんが、この辺をご議論願いたいと思います。

平元議長 繰り返しますが、スケジュール案を見て、住民との十分な協議の場がどこなのか。ということですか。

辻野委員 はい

平元議長 これにつきまして、事務局何かお考えはございませんか。

西川課長 住民さんに一番周知が出来るのは住民説明会だと思うのですが。

林委員 住民を対象としたシンポジウム、講演会、住民説明会はどちらかというところからお示しをさせてもらうという感じで言われるようにディスカッション的なものも必要ではないかということではないですか。

辻野委員 そういう意味もあります。

平元会長 暫時休憩いたします。

平元会長 全員の皆さまおそろいですね。休憩中を利用して、協議会に切りかえさせていただきます。先ほどの件をいろいろとご協議をしていただきたいと思います。

辻野委員 先ほどの私の発言が誤解を招いているといけませんので、再度説明申し上げますとこれは早くから任意とか合併を早く進めていこうということで、私が言いたいのは先ほど竹中委員の発言にもありましたように権限を見ていると合併協議会を立ち上げられて新しい市の名前まで決まって庁舎の位置も決めてそれがどんでん返しでひっくり返っている。本当に住民の合意が得られていなかったというのが紛れもないことである。そういうことがあってはならないということを申し上げているのであって秦荘町においてもそうだと思いますが、愛知川町においてもこれから2月20日から3月にかけて各自治会で総会が行われますが、我々もそのような場に出掛け行政さんも出掛けていき、やはり今世間では2町合併なんてどうなのと疑問視を聞くのです。だから私たちは十分住民に納得をしていただかないとよそのことは笑っておられないと。今住民投票条例を作れとか、制定しろとかいろいろ運動がございしますがやっぱり我々も道というのは合併だけでなく、合意がなければ駄目なんじゃないかと私は思いがあるものですからそういう発言をさせているものでありまして、決して合併に対して反対でも何でもありませんので、あくまでも合併はすべきだという考えをもっておりますので弁解といえますか、補足の説明ということでよろしく願います。

平元議長 他にございませんか。

水野委員 指定について事務局の考えだけでも聞かせていただけませんか。早く県職員を派遣してもらわないといけないのか、それとも十分協議してからでも良いものなのか。

細江課長 先ほども指定を受けたいとお話しいたしましたが、指定を受けることが空中分解が一番避けるのではないかと考えさせていただいています。事務局も今のところ兼務ですが住民の皆さまとの議論を深めながら進めていかなければならないと思っていますし、その中で行政としましてどのような進め方、事務事業のすり合わせ、行政は行政の立場でしなければならない仕事もあるわけでございます。どのように進めていったらという所もございします。そういったことでやはり県職員の派遣を受けながら、こちらを進めていきたいという所もございします。そういったことでやはり県職員の派遣を受けながら、こちらを進めていきたいという風に考えています。近くで派遣を受けられて空中分解となりましたが、しかし県の方で支援対策本部会議というのが月1回ございまして、その中におきましても派遣されている県職員が全員集まって意見交換されている。そういう中で今の反省点もやはり出て来ると思われます。県職員の派遣を受けて進め方をこちらの方も勉強させていただいてやっていきたいと考えています。先ほど4月からということをお願いしておりますがこれは研究会の事務局の人事もそうですけれどもなかなか途中で人事をさわるのは難しい、県の方もそうですけれども、そのような話を聞いていますので進めていく上で一番いい方法の時期ですし人的派遣を受けて進めていきたいと思っています。4月即、法定協議会ということではございませんので説明不足だったかもわかりません。けれども24ページの滋賀プラスワンの広

報の写しをつけておりますので、例えばとなりの彦根・豊郷・豊郷・多賀は既に法定協議会を立ち上げられております。合併協議会が平成14年8月1日に設置をされております。それまでは、任意の協議会で進められています。5月28日に指定を受けられ、県職員の派遣を受けていろいろと進められております。8月1日設置をされているということです。そういうことでここにそれぞれの日付が書いてございます。短いところも長いところもそれぞれございます。そういうことでこちら支援を受けながら、勉強させていただきたいと思い、派遣をしていただきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

平元議長 ただいま事務局の考え方を申し上げましたが、委員のみなさんから他にございませんか。

上田副会長 東近江地区の合併協議会には、職員は派遣されておられなかったのでしょうか。指定を受けられていないということですが。

細江課長 これは受けておられます。県職員派遣されておりました。東近江、能登川・五個荘・安土はすでに消されています。

平元議長 他にございませんか。

久保田委員 最初の会議にですが、秦荘・愛知川の経過をいただきましたが、この間の全協の話にも出ましたが、平成14年8月のところ、愛知郡を守る会と愛知郡合併研究会委員の合同会議が8月10日に行われている。これが、ここに載るのはおかしいのではないか。協議していただきたい。

平元会長 暫時休憩いたします。

(休憩中に抹消と決定)

平元議長 再開します。先ほど来委員のみなさんから合併重点支援地域の指定、スケジュールについて併せてご協議をいただきました。この件につきましては皆様のご意見通り十分の今後議論をしていただくということで継続審議させていただきたいとこのように思いますのでいかがでございましょうか。

一同 異義なし。

平元議長 それでは継続的に十分な議論をさせていただいてその後にそういった方向性を見出していくといった方法でよろしく申し上げます。それでは次第、7のあとに第8その他ということで挿入をしていただいて事務局からございましたらご説明ご報告をお願いします。

西川課長 26ページをご覧ください。26、27ページに事務局規程を前回の会議でご承認いただきましたが第10条で公印は別表の通りとするとしていますが別表が添付をし

ておりませんでした。２８ページにつけさせていただいております。ご覧をいただきたいと思います。２９ページに研究会会議に関する傍聴に関する要綱で第３の傍聴の手続きでまず傍聴しようとする者は、傍聴届に第１号様式ということで３１ページに添付しております。本日もこの傍聴様式の第２号を受けなければならない。ということで本日もお願いをしております。報道関係者につきましては、別途の用紙に報道機関名と氏名を記入していただいて本日もお入りいただいているというところです。

平元議長 この件につきましてはよろしゅうございますか。ありがとうございます。他にございませんか。それでは先ほど北川副会長さんの方から提案がございました研究会で研修会の場を開いてはどうか。この件につきましては皆さまいかがでございましょうか。

一同 結構でございます。

平元議長 そうですか。どなたか講師を来ていただいて、研究会中で研修会をさせていただくということで進めさせていただきたいとこのように思います。それでは次回の会議日程に移らせていただいてよろしいですか。事務局お願いします。

西川課長 次回第３回の日程ですが３月５日水曜日１４時からお願いしたいと思います。ところが今研修会の話が出まして講師の都合もございまして一応３月５日にお願いしたいと思います。どうしても変更になる場合は、事前にお知らせしたいと思いますので次回は３月５日水曜日、１４時から愛知川町役場で開催予定ですのでよろしくお願いします。

平元議長 よろしゅうございますか。それでは３月５日予定でございますが研修をさせていただくということでよろしくお願いします。以上で協議事項は終わらせていただきます。

西川課長 それではご意見もないようですので長時間にわたりましてごくろうさまでした。最後に閉会にあたりまして、北川副会長の方からご挨拶いただきます。

北川副会長 第２回の合併研究会、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ただいま長時間にわたりまして、いろいろとご協議をいただいたところでございます。合併につきましては私たちもまだまだ勉強が出来ていないところでございます。本日も手順などにつきまして不都合なところがございましてもっと勉強しておくべきだったと反省をいたしておるところでございます。来たる３月５日午後２時から愛知川町役場におきまして合併について研究会の委員さんの研修会ということで計画をさせていただくということになったわけでございます。大変お忙しいところでございますけれども、是非ともご出席を賜りたいと考えるわけでございます。また、本日このような会議の中でいろいろご検討をしていただきました内容につきましても各々の議会、関係されます住民の皆さま方に対しましても、そういう内容につきましてもいろいろとＰＲ、協議をお願いしますように、重ねてお願い申し上げまして閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。